

平成 27 年度山形県環境審議会第 3 回自然環境部会 議事録

1 日 時 平成 27 年 12 月 28 日 (月) 午前 10 時～午後 0 時 30 分

2 場 所 山形県庁講堂

3 出席者等 (敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委 員) 幸丸政明 (部会長)、加藤丈晴、野堀嘉裕、林田光祐、三浦秀一、
山崎多代里、横山 潤、渡辺理絵 (阿部武志、江成はるか、佐藤景一郎、
早野由美恵、皆川 治、)

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 米田博次 (代理：農村環境課長 山田 昇)
東北森林管理局長 瀬戸宣久 (代理：山形森林管理署次長 浅利一成)、
(東北経済産業局長 守本憲弘、東北地方整備局長 川瀧弘之、
東北地方環境事務所長 坂川 勉)

※ () 委員は欠席

(2) 事務局	環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
	課長補佐 (自然環境担当)	齋藤 真朗
	課長補佐 (自然公園担当)	加藤 雄祐
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主 査	佐藤 慎二
	主 事	櫻井 誠司
	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	
	環境企画主査	安食 哲郎

4 議 事

(1) 開 会

(2) 挨 拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

幸丸部会長より、審議に先立ち挨拶がなされた。

○「庄内海浜県立自然公園の公園計画」策定については、本部会からの意見として「山形県環境計画」の策定の際に、早期の策定を目指すことを明記していただき、本案件はその計画に沿って進めていただいているものである。本案件について御審議いただくに当たり、同計画における風力発電と自然公園との関係についての当時の経緯を踏まえて、御説明させていただきたいと思う。

環境計画原案においては、「再生可能エネルギーの導入目標を達成するためには、自然公園法や農業振興地域の整備に関する法律等の柔軟な運用について検討していく」という記述があったが、この箇所、「それらの法律の趣旨を尊重する」という文言を追加させていただいた。これは、自然公園や農業振興地域においては、自然再生エネルギーの導入が最優先されるものではなく、まず、これらの地域の指定の趣旨を尊重すべきであるという趣旨からである。

また、「風力発電導入を進めるためには、適地の多い自然公園の活用が不可欠」と記述されていたものを削除していただいた。これは、原文が自然公園の指定の意義を無視して、風力発電の導入を最優先事項としていることには首肯できないという本部会の意思を表明したものである。

公園計画の策定や変更は、その公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に適切に対応するためのものであり、原案に明示されてはいないが、社会的条件の変化とは、自然再生エネルギー、すなわち風力発電の導入が社会的要請となっているということと考えられる。しかしながら、このことは社会情勢の変化に闇雲に追随するということではなく、自然公園の指定の趣旨の尊重が前提となるべきと考える。

従って、本案件は、今説明申し上げた環境計画における議論を踏まえて、議論していただきたいと考えているので、よろしく御審議いただきたい。

(3) 部会の成立

委員総数 18 名のうち 10 名出席

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に野堀委員と林田委員が指名された。

(5) 報告事項 西遊佐風力発電事業について

事務局： 当日配布資料により説明。

(質問、意見なし)

(6) 審議事項 1 庄内海浜県立自然公園の公園区域の変更及び公園計画（原案）について

事務局： 事前配布資料及び当日配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見を願います。

林田委員： 追加資料の環境省からの質問に対する回答について、庄内海浜地域の第三種特別地域について確認するが、汀線から砂草地（人工草地）の境界部分というのは、海岸に一番近い砂丘、いわゆる防浪砂堤といわれるところのトップから汀線側と考えるとよろしいか。

事務局： 特別地域の境界線を決定するに当たり、湯野浜地域から宮野浦地域まで踏査しているが、各々の現場で砂浜の幅帯が全く違っているため、各々を計測したうえで区域線を定めている。現況の砂草地は外来種のオオハマガヤがかなり繁茂している状況があるため、そのような所は除いた上で測定している。

また、砂浜部分には区域線の目安となる人工工作物や目標物がないため、公園計画作成要領により、そうした場所については緯度経度で表示している。

林田委員： 今の説明にあったように環境省からの質問に対する回答で、砂草地を除外した理由として、オオハマガヤがかなり繁茂し、大部分を優占している状況があり、特別地域にすることは自然公園制度の趣旨にそぐわないことが記載されているが、クロマツ林のすぐ直前までの面積でオオハマガヤが優占している割合はどれ位と想定しているか。

事務局： 場所により割合は異なると思うが、報告書の中では約 5 割以上とされている。状況が悪い所になるとほとんど全部がそれになっている場所もある。平均的には 5 割以上がオオハマガヤで占められており、こうした状況から特別地域に指定することは難しいと考えている。

林田委員： 私の考え方は少し違っており、確かにオオハマガヤがかなり優占している場所もあるが、全体を見ると 5 割には達していないと思っている。オオハマガヤが、これ以上広がることを防ぐことがこの砂草地で一番重要なことと思っている。現況でオオハマガヤが大分優占しているため、価値がないという言い方は理由にはなっていないと思う。現況調査は山形大学が受託し実施したが、報告書に記載し

ているのは、今回指定する汀線側の砂浜は非常に重要な部分であるが、それと同様に、砂草地も重要だという認識であり、今の説明は納得がいかない。

事務局： 現況の公園区域に、クロマツ林、砂草地、砂浜の地域が入っているが、自然公園制度では風致を維持するために特別地域を指定することになる。オオハマガヤは特定外来生物法に基づく特定外来生物ではないが、それだけでなく、現在の自然環境保全の考え方は、外来種は根絶していくというのが主流である。オオハマガヤは砂を抑える力が在来種より強いといわれており、飛砂から市民生活を守るために重要な役割を果たしていると思う。人的な管理がなされている地域でもあり、特別地域にすると、管理面も含めて様々な活動が規制の対象となりうる。

こうした背景もあり、砂草地に価値がないということではなく、外来種が大部分を占めている地域を、規制の強化を伴う特別地域とするのは難しいと考えざるを得ないということである。

幸丸部会長： 一つは境界線をどうするかということだが、砂浜や植生が変わっていくということで、それが正しいかどうか、妥当かどうかは変わってくる可能性がある。そういう点では、予見的なプランニングも必要だろうと思う。

もう一つは、後背地の砂草地やクロマツ林について、外来種かどうかというよりは、海浜として一体的に景観的な重要性があるのではないかと思う。先程の説明の中で特別地域にすると管理等に規制ということだったが、管理の方法はあると思う。土地所有者が長年にわたり砂を抑えようとしてきた努力を含めて評価していても良いのではないかと思う。

事務局： クロマツ林と砂草地、海浜部分については、管理者が2つに分かれる。汀線から一定の区域は海岸法に基づく海岸管理者である県が管理している。クロマツ林、砂草地については国が管理している。

公園計画は、国、県、市等の関係者と調整したうえで、合意された内容だけを審議できる仕組みである。調整が整わないものについて公園計画を策定し、規制することはできない制度になっており、同意を得た範囲の中で公園計画を策定することになっている。

海岸管理者からは、第三種特別地域に指定することで同意を得ている。クロマツ林、砂草地は、長い歳月をかけて維持管理され、これからも人の手による維持管理が必要な地域であるほか、砂草地は外来種が優占する状況であり、特別地域に含めることは難しいと判断している。現時点では、自然の状況や土地の管理等の状況を総合的に判断すると、事務局としては原案の内容が妥当と考えている。

幸丸部会長： この公園計画を何のために策定するのか、もっと大きな目標があるはずである。山形県の県立自然公園としては唯一の海浜の景勝地であることも踏まえて、将来的にどういう管理をしていくのかである。海浜の景観を一体的に、より良い方向で保全管理する手立てが必要だと思う。具体的には、例えば、この地域はこういう地域なのでこういう管理をしていく等の管理方針など、計画書に規定されていること以外のことで、将来的に行政が管理するための指針となるようなものを書き込んでいくことができれば良いと思う。

事務局： 公園計画の原案は所定の様式により作成している。部会長の指摘については、事務局でどのように対応できるかこの場で回答できない部分もあるので、部会長と調整させていただきたい。

幸丸部会長： 留意事項というような項目を盛り込んでどうかと思うので、検討してほしい。

野堀委員： 荒倉山と金峰山についてだが、荒倉山神社のところにイチヨウの林が1ヘクタール以上あり、広葉樹種の植林地として造林され既に80年以上経過しており、この部分が公園区域外から第三種特別地域に指定されている。

金峰山については、普通地域から第三種特別地域に指定される地域の中に杉の植林地が多く入っていると感じている。第三種特別地域の予定地については、県の森林GISでは、植林地、広葉樹林、自然林に近いかを把握できるので、そのような線引きをきちんとした方が良いのではないかと思う。原案については賛成する立場だが、きちんとした方が分かりやすい。特に金峰山は、林業が行われ、伐採に入っている所があり、そうした所を第三種特別地域に指定されると伐採しにくくなるので、支障がないか気になる。

事務局： 民有林については、県林業振興課の林班図と照合した上で、原案を作成している。金峰山の特別地域の予定区域は、金峰神社と薬師神社の所有する区域となるが、両神社に事前に説明し、了解を得た上でこの区域を決定している。部分的に間伐されている所が含まれていることは認識しているが、二つの神社から御理解いただいた上で区域を決定している状況である。参考であるが、自然環境調査では、神社の社殿がある北東側が優れた資質があるという結果である。その他に、この地域は民有林の林班が非常に複雑であり、所有者の数が膨大になるため、これらも勘案したうえで、この区域としているものである。

また、広葉樹林等に沿って細かく区域線を引くことは技術的に難しい。山域で区域線を定める場合は、所有界や林班境界で区域線を設けるのが一般的である。

野堀委員： 理解があったので第三種特別地域に指定するということか。

事務局： 神社側からは、保全することについては賛意を示していただいた。また、指定する場合、一部の土地だけではなく、全部を指定した方がいいとの意見もあった。

幸丸部会長： 第三種特別地域では、農林水産業の行為は、基本的には特別地域の中では支障にならないということであり、許可手続きをすれば原則として認められる行為である。手続きをしても所有者はいいということなので、所有者の意見を踏まえた上での区域と思う。了解された神社とそうでないところがあるのか。

事務局： 関係する神社にはすべて理解をいただいた。

なお、荒倉山も全域民有林であるが、荒倉山を地域の資源として保全し、活用していこうという意識が高い地域である。自治会長や土地所有者の話では、植物の盗掘に困っているということであり、一定の植物の採取が規制されることについては、地域として賛意を示していただいたところである。

幸丸部会長： 地域の方が自然を守るために自然公園制度を活用するという考え方だと非常にスムーズにいく。全体的な地域の合意があった所については、指定していくということかと思う。

横山委員： 色々な関係機関の意見等があり特別地域の指定は難しいということであるが、図で分かりやすく示してほしい。例えば、海浜地区であれば、汀線から第三種特別地域に指定したところとそうでないところの間で、誰が所有しているのか図ではっきり分かるような形にしてみらうと良いのではないかと思う。

自然環境を守らなければならないのであれば、たとえ誰が管理者であろうとも自然環境を守るという方向で調整することができるように、何がその時に一番優

先されるのか調整できるような機会を作って、何を優先するのかをきちんと決められるような仕組みを作れないかと思う。

事務局： 公園計画は、国の作成要領で基本的なルールが定められている。他法令の関係区域も含めて、公園計画の図面の中に示すことは難しい。国立公園、国定公園レベルでは、所定の内容以外の記載は見たことがない。国レベルのものと違う内容で作成して良いのかということがある。

補足するが、付属資料3の4ページで、一般的な国機関等との調整やその他の事務のフローが示されており、関係機関からの事前同意がないと計画策定できないことになっている。この手続きに則って関係機関と全体的な調整を行い、結果としてこのような原案になっているということを御理解いただきたい。

幸丸部会長： 色々な制度については、環境省が事前に把握することは非常に難しいので、関係機関に照会し、受け取った方は詳細に付き合わせて判断することになるが、公園計画を見てもどこがどう判断しているのかは分からない。

それから私権の制限はなるべくしないようにということもあり、土地所有の関係は指定する側も非常に慎重になるということだと思う。

林田委員： 6月に説明のあった最初の素案では、高館山が荒倉山や金峰山と同様に第三種特別地域として指定するという案だったが、今回の原案では除外されている。関係機関と調整の上除外されたものと思うが、一般市民から見れば、荒倉山や金峰山が第三種特別地域に指定されるのに、なぜ高館山が普通地域なのかと疑問を持つ人もいると思う。庄内の人たちが疑問に思うこともあるので、分かるように納得のいく説明をしてほしい。高館山は、この地域の中でも一番多様性が高く、守られてきた地域という認識がある。国有林の管理の下できちんと守られているのは確かにそうだが、普通地域では納得できない。おそらく、パブリックコメント等で同様の意見が出てくる可能性があり、きちんと説明しないといけないと思う。その辺の見解を教えてほしい。

事務局： 6月の審議会に提示した素案では、高館山を第三種特別地域として関係機関と調整、協議したうえで、整った内容で原案にすると説明した。この地域について、関係機関と事前協議したところ、国有林の制度である保護林制度や機能類型の制度で引き続き保全を図ることができると見込まれたので、原案から除外しているものである。パブリックコメントでそうした意見があれば、分かりやすくお答えしたい。

幸丸部会長： 他法令の制度で守られることで、担保されるという説明になると思うので、県民の方に分かりやすく説明してほしい。

林田委員： 事務局が調整に苦労されているのはよく分かる。しかし、地元の自然保護関係者も心配しているが、高館山での植物の盗掘がなされているにもかかわらず、全然対策が取られていないからこそ、特別地域にする意味があるのではないかと思う。今までどおりの管理で、盗掘が防止できるという認識はどうかと思う。

また、第二種特別地域に指定される上池、下池は、ラムサール条約の登録湿地とされていることもあり貴重な植生があるのはそのとおりだが、逆に問題もある。

私も鶴岡市民と、下池の管理者である土地改良区の協力を得ながら保全活動を行っているが、溜め池の水位が変動することによって植生が維持されていることが分かった。最近水をあまり使用しなくなり貯水池のようになっているため、絶

滅が危惧される植物がかなり減ってしまい、レッドデータブック（※絶滅の恐れのある動植物について生息・生育状況や生態等の解説を加えてまとめた本）でも下池からいなくなったと記載された植物もある。土地改良区の協力を得て夏に水位を下げたところ、なくなったとされる植物がたくさん出てきており、水位の変動が非常に重要だということが分かった。

しかし、絶滅危惧種がたくさん発芽しただけでなく、外来種のアメリカセンダングサ等もたくさん出てくる。市民から協力してもらい駆除を行っているが、下池は20数ヘクタールもあるので、ボランティアで対応できる規模ではない。単に、第二種特別地域に指定するだけでは守られるものではないことを認識していただきたい。

第二種特別地域に指定するほど重要視しているのであれば、それに対する何らかの保全の仕組みを作っていただきたい。県が自ら行うということではなく、地元の人たちが協力して対策を行おうとしていることに対し、県が何らかの援助をする仕組みをぜひ作ってほしい。特別地域に指定しただけで、保全できるものではないことを認識してもらいたい。

幸丸部会長： 国立、国定公園の方ではボランティアの協力を得るために、活動を登録すれば手続きが必要なくできるという生態系維持回復事業がある。県では条例で規定しているか。

事務局： 生態系維持回復事業計画については、条例で規定しており、計画を策定できる仕組みはある。全国的には一部の国立公園について、生態系維持回復事業計画が策定されていると思うが、国定公園レベル、県立公園レベルで策定している都道府県は少ないと思う。

また、保全に関する御意見はその通りだと思う。指定すれば保全は終わりということではなく、保護規制と現場の保全作業が両輪とならないと難しい場合もある。支援の仕組みを作れるかは、検討していきたいと思う。

林田委員： 差し支えなければ、今回の公園計画の付帯意見として盛り込んでもらえればと思う。生態系維持回復事業でなくでも、例えば、みどり環境税の見直しの時に、県立公園内の回復事業については別枠で支援するという仕組みも検討していただけないかと思う。

幸丸部会長： 生態系維持回復事業は県立公園では全国初ということもあるかもしれないが、それとともに、みどり環境税の見直しの際に、評価が高まった所については支援していくということも検討していただければと思う。

三浦委員： 林田委員の話を聞いていて、自然という一般的な概念とは違って、人が手をかけていない自然ではなく、農業を含めクロマツ林にしても、人が手をかけつつ維持されてきたものが多いことがよく分かる。かつて自然公園制度がつくられたときの考え方とはずいぶん変わっていると思う。ただ手を付けずに守るということでは難しいことがはっきりしている。人が手をかけて守るということも考えていけないといけないので、抜本的に考え直していかなければならない。

クロマツ林も人が手をかけてきたもので、そのような所は非常に流動的な所だと思う。流動性をどう見ていくかということ言えば、クロマツ林と砂浜ではかなり違う所だと思う。

自然公園の意味も、風景地の保護という景観的な側面と生物多様性の側面が全

く違う。それを混同して話をされることが多く、具体的な生物多様性の話をきちんとすべきではないかと思う。そういう意味では砂浜の部分とクロマツ林を分けて考えるべきではないかと思う。

環境省から事前の質問がある事項だが、東北自然歩道の鼠ヶ関ルート of 善宝寺と高館山城のみちについての計画は、土地所有者との調整が難しいということだが、このままいくと歩道がなくなってしまうリスクもあり得る状況なのか。単に調整が難しいというレベルなのか。

事務局： 善宝寺と高館山城のみちについては、調整が難しい地域なので今回は計画策定を見送った。県で整備した歩道部分があるので、今後も同じように維持管理していくことに変わりはない。今回は計画できなかったが、公園計画は一度策定すれば終わりではなく、社会情勢の変化に応じて見直していくため、その時に改めて調整できればと考えている。

幸丸部会長： 公園計画は一定期間ごとに社会情勢や自然環境の変化に応じて見直すことになるので、柔軟な制度でもある。人手をかけてでも価値を維持しなければならないものはたくさんあるので、将来を見据えて、できるだけ幅広に対応できるような仕組みにしていだければと思う。

山田委員代理： 上池、下池が第二種特別地域に指定されるということだが、林田委員から、水位を調整することで絶滅危惧種の復活に寄与したという話もあった。付属資料の2の1ページに、河川、湖沼の水位・水量の増減については許可・届出を要する行為ということで規制がかかるが、上池、下池を農業用水として使用するときにも水位・水量の増減として手続きが必要になるのか。

事務局： 農業用水の使用については規制がかからない。水位・水量の増減については、湛水型のダムや砂防ダム等の工作物を造るときに規制される項目である。

上池、下池における農業用水使用については、元々規制の対象にならないので、御理解いただきたい。

(7) 審議事項2 山形県イノシシ管理計画(案)について

事務局： 当日配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見を願います。

横山委員： 県としては、イノシシをどのような状態にしたいのか。明治以前は生息していたので生息してもいいが低密度に抑えるのか、それとも過去に絶滅しているのもうた絶滅させたいと考えているのか。

事務局： 既に県内全域で生息を回復しているが、従来生息していた在来種であり、県内の自然環境下において生息していることは自然なことと思う。ただ、農作物を食害するため、これ以上個体数が増えることを防止するために管理計画を定めるものである。イノシシが自然環境において、生息しうる範囲で生息している状態にもっていきたいと考えている。

横山委員： その生息適正数が1400頭ということによろしいか。

事務局： イノシシは生息数の増減が大きく、この数値が正しい数値とは限らないが、捕獲の目標としてこの数値を設定している。

横山委員： 自然増加を見込むのはいいいが、ここであげている東北地方における自然増加率はおそらく福島県のデータであり、個体数がある程度大きくなった状態の数値だと思う。山形県下ではこの増加率は過小評価となっていると思う。捕獲数をみると、平成25年度から平成26年度にかけて倍になっており、それを考慮すると、山形県内に3000頭ぐらいいてもおかしくない状況である。3000頭だとすれば単年度の捕獲目標440頭では生息数を減らすことができない。野生生物の個体数調整は慎重に行う必要があるが、この計画では単調増加に拍車をかけるだけになる可能性もある。増加率をどのように見るか、捕獲数からどのように生息数を推定するか、他の考え方も必要であり、それをいくつか出したうえで具体的な数値目標を設定すべきではないか。

事務局： 数値目標については、国が掲げる平成35年度の目標を達成できるよう考えるべきと思う。自然増加率については、環境省が推定した全国的な数値で、生息数が多い地域や現在増えている地域の平均の数値であり、それが山形県で採用すべき数値なのかということはあるが、そもそも変動が激しく数値の出し方については非常に難しいと感じている。

特定鳥獣保護管理検討委員会では、生息数の推計が非常に難しく、数値を置くこと自体がいかげなものかという意見もあった。数値に対する考え方については、「一定の考え方に基づいた推定値にすぎない」といった説明をつけて計画に記載する方法が可能ではないかという意見をいただいている。数値については、記載の仕方も含めて検討していきたい。

横山委員： 県の計画では被害が抑制できなかった場合、誰が責任を取るのか。自然のことであり不確定要素だから仕方ないというのであれば、最初から計画を立てる意味がなく、それは責任放棄になるのではないか。

山崎委員： 私どもの事務所の周辺には、かなり前からイノシシが現れている。農作物の被害予測も甘いのではないかと思う。また、7頁のウに「他の鳥獣への対応も兼ねることとする」と記載があるが、イノシシ捕獲を申請して檻を設置した場合、クマが入った場合は放さなければならない。その辺りはもっと柔軟に考えていただ

き、申請したものと違う動物が檻に入った場合も捕獲を認めるべきだと農家の方々を見て思っている。

事務局： この計画の考え方は、個体数調整だけで計画を達成しようとするものではない。第一の考え方としては、農作物被害をなくすことが優先されることであり、それと狩猟による捕獲を合わせて、全体的に目標を達成するものである。トータルなものとしてイノシシの数の抑制を図っていくものである。

ツキノワグマとイノシシの捕獲を一緒にできるようにするべき、という意見については、両種の置かれている状況や増加の仕方も違うため、保護管理の観点も異なるものである。ツキノワグマは、ツキノワグマ管理計画に基づいて個体数管理を行っており、イノシシとツキノワグマはそれぞれで対策や捕獲を進めるものとなっている。計画に記載した「ツキノワグマやニホンザルとの対策とも兼ねる」というのは、いずれにしても被害をなくすためには侵入防止柵の設置が必要であり、これについて維持管理も含めたコスト的な問題もあるので、ツキノワグマやニホンザルの対策と兼ねてイノシシの対策も進めていくべきという趣旨である。

三浦委員： 現実的に、事後処理的な対応にならざるを得ないのは理解できる。原因に対して対策を行っていくわけだが、イノシシが増えた原因は温暖化により雪が減ったからとよく言われているが、それはあまり関係ない。

事務局： なぜ雪が降る地域でいなくなったのかというと、豚コレラなど色々言われているが、一般的には雪上で捕獲がしやすかったためといわれている。狩猟が盛んに行われた明治以降に、足跡が残り行動範囲が限定される雪の上でかなり捕獲された。同様にニホンジカも積雪地帯でいなくなったといわれている。増加しているのは温暖化が原因というより、狩猟圧の減少が原因であると理解している。

三浦委員： そういう意味では、狩猟者が減ったことが一番の原因であり、担い手の育成の記載があるが、それこそ数値目標が必要である。個体数がどのくらいかというのは推測に過ぎないので、あまりそこにこだわる意味はない。それよりも、担い手数をどれくらい増やしていくのかという数値目標はないのか。

事務局： 狩猟者数は減少しており、一時期7,000人ぐらいいたが、今では1,400人ぐらいとなっている。これに対して、ここ3年間育成対策を行っており、減少に歯止めがかかってきたところである。イノシシ管理計画に記載するかどうかというのがあるが、狩猟者についてはイノシシに限らず、ツキノワグマやニホンザルの捕獲も含めて育成を進めており、特段、イノシシの管理計画上の目標として記載はしていない。

三浦委員： それについて、何かしらの数値目標はあるのか。

事務局： 数値目標は定めていない。

三浦委員： そういう意味では、この数値目標の方が大事ではないか。また、市町村が実施計画を定めることとなっているが、これは必ず速やかに作られるものなのか。

事務局： イノシシの捕獲を年間通して進めたいと考えている市町村において、特に被害が出ている地域では計画作成の認識が強く、速やかに策定したいという市町村が多い。

三浦委員： 対策としては、現場の人たちに計画を作ってもらい、実際獲る人をどれだけ増やせるのかが一番大事である。そのあたりを是非、具体的に考えていただきたい。

幸丸部会長： 自然相手の具体的な数値目標は難しいので、狩猟者が減少している原因分析も

含めて、行政的に狩猟者のような統計の取りやすいものはきちんとした目標になりうると思う。それと、捕獲者だけを増やしてもだめで、市町村できちんと計画を策定して実施できるような人材育成も必要である。各市町村の担当課に担当者を増やすといった目標も、市町村に対して努力目標として示せるかと思う。できるだけ合理的に達成できる数値目標を掲げるほうがいい。電気柵の設置について、どのような予算があるのか。環境省は金を出さないと思うが、鳥獣被害防止特措法で予算は出すのか。

事務局： 電気柵については、鳥獣被害防止特措法による予算を活用するよう記載している。また、県としても、農林水産部で県単独の補助金があり、そうしたものを活用し被害防止対策を進めていただきたいと考えている。

林田委員： イノシシ管理計画を事前に読んできた感想だが、この計画は特定計画らしくなく、きちんとした計画になっていない。検討委員会で専門家が目を通して思うが、ぼんやりとした計画になっていると感じる。特に、今の山形県の位置づけが分からず、どこの県の計画なのかわからない。既にイノシシが全県に広がっており、それにどう対応していくかという計画になっている。先程の話だと、すでに全県に広がっている認識で、それをいかに増やさないかという考えで作られたようだが、今回の資料を見ると、どの程度広がっているかの調査もせず、庄内の一部でカメラに写っているだけの状態でこのような計画を策定していいのか疑問である。

それよりも、現在、特定の地域のみ密度が高く、県内全域に拡大中であるといった認識が重要で、それをいかに食い止めるかというのが今期の計画の一番の目標になるのではないか。予定通りに食い止められずに広がってしまった場合は、このような計画でもいいと思う。まだ拡大中なので、最上や庄内地域に入れさせない、既に入っているのだろうが、今の上山や天童のような状況にさせない対策を計画で立てていただきたい。そういうことをしないと、現在の山形県の置かれている状況をきちっと把握した計画にはならない気がする。それから、イノシシ問題とは農業被害問題であり、山形県の基幹産業である農業をこれから発展させようとしている時に、この程度の取り組みで果たしていいのかというのが率直な感想である。

事務局： 今期の計画をイノシシの生息が拡大中の認識で作成すべきということについて、先の検討委員会の場でも同様の議論があり、庄内地域への侵入を許さないような計画にすべきだという意見もあった。ただ、実態として、庄内地区でモニタリング調査を行う中でイノシシの侵入が把握され、酒田市でも目撃されているため、生息密度は非常に薄いが生息域としては全体に広がっている。対策として、ある地域への侵入を防ぐようなことが必要だという意見があったが、一定の防衛線を張るような対策は現実的に不可能だという意見もあった。生息域の拡大はなかなか止めることができないという考えのもと、生息密度を抑えていくことによって目に見えるような被害をなくしていくような対策を行っていくという計画案としている。

一つ補足するが、検討委員会では、事務局として生息密度の高いところと低いところを区分けして対策を行う考えを示したところ、庄内地区の自治体担当者から「既にイノシシ被害が発生しているため、庄内地区にもイノシシがいるという

認識を持ってほしい」との意見をいただき、生息密度による区分けを行わない計画に再整理してきた経緯がある。環境省所管の鳥獣保護管理法の中で計画を立てており、農作物被害の対策についてどこまで盛り込めるかということがある。他県の計画をみると、農作物被害の対策について記載せずに環境省所管の捕獲対策が中心になっている計画が多い中で、農林水産部と連携してなるべく具体的な農業被害対策を書き込むということで作業を進めてきている。

幸丸部会長： 私が関係している他県の事例を紹介するが、世界遺産の白神山地では岩手側から鹿が押し寄せてきており、これをどうするかという問題がある。江戸時代はあの周辺にたくさんのシカがいてたくさん獲っていたが、ブナ林には入っていなかったというのが専門家の意見。これが、今、ブナ林に入ってしまったら下層植生の生態系が荒れてしまい、世界遺産としての価値を失うかもしれないと言われ、自動撮影装置をたくさん並べて監視している。狩猟の専門家は、対策は早いうちに打つのが一番いいと言っている。どこにシカが押し寄せてきていて、どこに防衛線を張るかというのが必要ではないか。

また、イノシシはドングリやブナの実も食べるとのこと、もしかしたら森林の中でクマと競合して問題が起きるのではないか。イノシシはどちらかというところ、里山周辺にいると思うが、その辺りを大まかに区分けして対策を講じた方がいいのではないかと他県の例を参考にして思った。

山田委員代理： ここに記載されている交付金を担当しているが、2点ほど申し上げたい。計画本文に「科学的かつ計画的な管理によりイノシシの生息数を適正な水準に減少させる計画」と書いてあるが、数値目標についてはきちっと出していただきたい。農水省でやっている交付金も、市町村が作る管理計画と整合性をとることになっており、どちらが親の計画ということはないが、鳥獣保護管理法に基づく管理というのを県でしっかり示さないと市町村の方がわからなくなってしまう。計画で科学的かつ計画的な管理を実施すると明言されている以上は、難しいのは理解できるがしっかりとやっていただきたい。

また、7ページの「侵入防止柵の設置及び維持管理にあたっては、ツキノワグマやニホンザルなど他の鳥獣への対応も兼ねることを検討し」とあるが、こちらの感覚ではツキノワグマとニホンザル、イノシシの侵入防止柵を兼ねることはできず、専門家の意見を取り入れているのかわからない。

事務局： 市町村の計画との整合性については、市町村が本計画に基づき定める計画と、鳥獣被害防止特措法に基づき定める計画で整合を図っていきたいと考えている。イノシシについては、市町村の被害防止計画の方が先に策定されている状況であり、その捕獲目標数を積み上げることにより県全体の捕獲目標が出来てくる。

また、侵入防止柵の設置については、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルとの対策を兼ねることが現実的かということだが、イノシシにのみ効果がある形態の柵もあるが、電気柵を設置すればイノシシ以外の鳥獣にも効果があり、電気柵周辺の農地の管理や樹木の伐採などとあわせて総合的に対策を行うことを記載しているものである。

山田委員代理： そうであればそのように書いてほしい。この記載ではそのように読めない。

幸丸部会長： なるべくわかりやすく、実行しやすい計画の記載としていただきたい。

野堀委員： 今後のスケジュールとして、2月上旬に環境審議会で審議されることになるが、

この計画は最終的に審議会で審議して決定していく現段階の計画である。先程の県立自然公園の際にも申し上げたが、もう少し細かい資料を審議会に提出して検討すべきではないかと思う。

例えば、民有林の位置がどうなっていて、どのような森林植生になっているからこうなると説明しないと、この内容だけでというのは大まか過ぎる。私は自然環境部会以外の部会でも色々な議論をしているが、山形県水資源保全条例による土地売買の規制の議論の際は、民有林の図面が提示されている。同じように、イノシシの定点カメラの位置なり、被害が発生している箇所や森林自体のもう少し丁寧な資料があった方がわかりやすい。

幸丸部会長： 次回の部会では、イノシシの計画を審議することになるが、それとあわせて前段の県立自然公園の計画についても、もっと良くすることができると思う。

野堀委員の依頼にあるような資料を用意していただき、それに基づいて判断できるように努力をしていただきたい。それから、今回の県立自然公園に係る議論については、色々な意見をまとめていただきたい。今までの事務局の努力の上に、何か指針か留意事項なりを書いて、県立自然公園に色々な事業が入った時にどう対応するかということを示せば良いのではないかと思っている。そのことを含めて、次回の審議会で県立自然公園計画とイノシシ計画を諮りたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

事務局としては作業が増えると思うが、基の資料があるかと思うので、資料をできるだけ整理して御提示いただきたい。事務局と私でやりとりをさせていただきたいと思う。それでは、部会を閉会する。

事務局： 次の部会については、部会長と日程調整のうえ検討させていただきます。

今日は大変お忙しいなか御出席いただき、感謝申し上げます。これで第3回自然環境部会を閉会いたします。

平成27年12月28日